

令和 3 年度

青梅市立第一中学校
いじめ防止基本方針



青梅市立第一中学校

はじめに

いじめは、人間の尊厳を踏みにじり、被害者的心に一生消えない傷を負わせます。自尊感情を失わせ、人間不信を招き、かけがえのない命をも奪いかねません。

いじめを防止するためには、まず学校が、いじめの早期発見・早期対応を図ることが必要です。そのため、教師がいじめの兆候を鋭く捉えること、解決に向けた確固たる指導体制を確立することが重要です。そして何よりも大切なのは、日頃からいじめが起きない教育活動を展開することです。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法第12条の規定および国といじめ防止等のための基本的な指針、さらに青梅市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定します。

この「基本方針」では、いじめ防止等の取組を学校全体で円滑に進めていくことを目指し、全ての生徒たちの健全育成およびいじめのない学校の実現に向けた方針の柱としています。

1 いじめ防止のための基本姿勢

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとし、いじめられている生徒がいじめだと感じているものはいじめとなる。

※ 「いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成25年6月）」抜粋
いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

この附帯決議の趣旨は、もし、生徒本人が、苦痛を感じていない場合であつても、いじめに該当する事例はあり得るということである。この趣旨を踏まえ、学校いじめ対策委員会では、加害生徒の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知することもある。

※ いじめの定義に係る用語の解釈および留意点については「青梅市の基本方針」「国の基本方針」を参照のこと。

(2) いじめ防止に対する基本的な考え方と主な視点

< 基本的な考え方 >

学校は、いじめの早期発見・早期対応を図ることが重要である。そのため、教師がいじめの兆候を鋭く捉えるとともに問題を全教職員で共有し、解決に向けた確固たる指導体制の下、迅速に対応する。

しかし何より大切なのは、日頃からいじめが起きない教育活動を展開することである。いじめは対人関係における問題であるとの認識に基づき、人権尊重の理念を踏まえた教育を計画的に推進する。

人権尊重の理念とは、「自分の大きさと共に、他の人の大きさを認めること」である。自分を大切に思えない者は、他人の大きさを認識しにくい。よって本校では、学校を挙げて自尊感情の育成に取り組むとともに、特別活動等の体験的な学習を通じて社会性を育み、学校・家庭・地域が連携した道徳教育をより一層充実させていく。

<主な視点>

- ア いじめ問題は、どの学級にも、どの集団にも、どの生徒にも起こりうるものであるという基本的認識に立つ。
- いじめる生徒たちに対して「いじめは人間としていかなる理由があろうとも絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
- イ 特定の生徒や特定の立場だけの問題とせず、学校全体で取り組む。
- いじめられる生徒を徹底して守り通す。
- 日頃からいじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応する。
- いじめられている生徒の心情に即して解決を図る。
- ウ 学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に連携しながら取り組む。
- 再発防止のために、問題が解決しても卒業まで見届ける指導を行う。
- エ 生徒たち自身が、安全で豊かな社会を築く主体者であることを自覚させ、いじめを許さない社会の実現に努めるよう指導する。
- 生徒が「やればできる（自己効力感）」「伸びている（自己成長感）」「役立っている（自己有用感）」ことを実感する教育活動を進め、一人一人の自尊感情を育む。
- 自他ともに愛しみ、協働していく姿勢を高める指導を行う。

2 学校全体の取組

(1) 校内体制

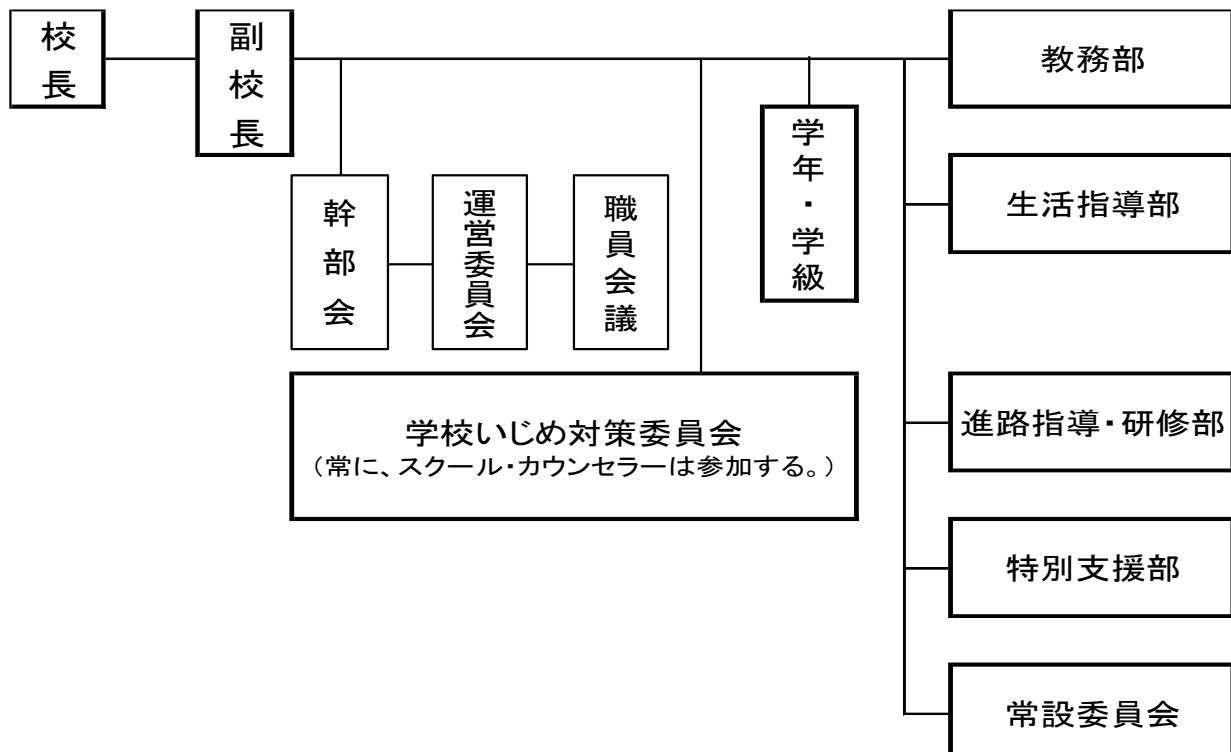


図 いじめ防止に向けた校内体制

日頃から校長を中心として、いじめの未然防止、早期発見・即時対応を学校全体で行える組織を編制し、運営する。（上記の図で学校組織を示す。）

ア 生活指導部会および校内委員会

- 校内必置分掌として生活指導部を置き、管理職および生活指導主任、各学年の生活指導担当者で構成する。
- 毎週生活指導部会を開催し、校内の生活指導上の課題に関する情報交換、情報共有、指導内容等の協議を行う。
- 生徒の生活指導および特別な支援に関する問題に対し、管理職、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学年主任および学級担任を構成員とする校内委員会を必要に応じて開催し、課題に対する情報共有と対応について協議を行う。

イ 学校いじめ対策委員会

- いじめ防止や対応についての措置を実効的に行うため、校内に「青梅市立第一中学校学校いじめ対策委員会（以下、「対策委員会」という。）」を設置し、その機能を強化する。

＜委員の構成＞ 管理職、教務部主任、生活指導部主任、進路指導部主任、特別支援部主任、各学年主任、G組主任、やわらぎ学級主任、当該学級担任（*いじめ問題発生時に限る）、スクール・カウンセラー尚、スクール・カウンセラー配置の目的は、いじめや不登校、問題行動等の改善・解決を図るために、心の専門家としての臨床心理士をスクール・カウンセラーとして配置する。生徒に対して、教育相談活動を行う。

＜会議の開催＞ 定例会を原則毎週開催し、個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。

＜情報収集・共有＞ 生徒の様子で気になることがあったとき、生徒間でトラブルが発生したときなど、どんな小さな事案でも、「対策委員会」として教師から報告を受けるとともに、全教職員で情報を共有できるようにする。

＜いじめの認知＞ 教師から生徒の様子で気になることが報告された場合には、校長の方針の下、事実確認の方法を決定する。

上記確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。

＜対応方針の協議＞ いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。

対応方針について、学級担任等が保護者に伝えるとともに、保護者の意向を確認する。学級担任は、保護者の意向を「対策委員会」に報告する。

＜成果検証・「基本方針」改善＞ 学校の取組の進捗状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価等を下に検証し、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

＜指導・助言＞ 生徒に対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言したり、相談に乗ったりする。

＜記録の保管・引継ぎ＞ いじめ問題への対応については、全ての事案について、「対策委員会」が定めた共通の様式で記録を残し、全ての教職員が確認できる方法により保管する。

年度が替わった場合には、学級担任等が確実に情報を引き継げるようになるとともに、対象の生徒が上級の学校等に進学した場合には、進学先に情報を伝えられるようにする。

(2) 学校サポートチーム（学校運営連絡協議会）

次の構成員による学校サポートチームを編成し、年間3回、本校のいじめ問題に関する現状と対応について報告した後、協議を行う。

ア 外部構成員

氏名	所属団体名等

イ 年間計画

回	実施日時	時間	開催場所	協議内容
1	6月5日 (土)	14:10	本校	○学校経営計画 ○いじめ防止対策基本方針 ○学校評価システム ○意見交換
2	10月9日 (土)	18:00	本校	○上半期の評価及び下半期のアクションプラン ・中間報告 ・学校評価 ・協議
3	2月4日 (金)	19:00	本校	○下半期の報告 ○学校評価 ○内部評価及び保護者アンケートの説明 ・分掌ごとの協議 ・まとめ

(3) いじめの未然防止

いじめを未然に防止するため、生徒たちが互いを尊重し合い高め合い、いじめを許さない集団づくりを行う。そのため、教育活動全体を通して生徒の人権が尊重され、それぞれの自己実現につながる取組を推進していく。

ア 「言葉の力」を中心とした学校づくり、開かれた学校づくりを進める。

- 「言葉の力」を「考える力」、「感じる力」、「想像する力」、「表す力」と捉え、教師および生徒が「言葉の力」を高め生かすことで、より豊かな人間関係を築く。
- 開かれた学校づくりを進め、地域との連携を強化するため、積極的に授業を開き、PTA活動等を充実させる。

イ 生徒一人一人を大切にする学校・学年・学級づくりを行う。

- 「自己存在感を与える」、「共感的な人間関係を育成する」、「自己決定の場を与える」という生活指導の三つの機能を生かし、生徒が自ら考え、判断し、学び合う授業づくりを行う。
- 人と関わり、集団をつくる喜びを体得させることを通して、社会性を育む学年・学級づくりを行う。
- 生徒たちがよりよい学校生活を築くために、諸課題を見いだし、これを自主的に取り上げ、協力して解決する力、すなわち自治的能力を育む学級・学年・学校づくりを行う。

ウ いじめ防止に関する生徒の意識を醸成する。

- 道徳の時間や学級活動などで、「いじめに関する授業」を実施する。その際、都教育委員会が作成した「いじめ防止教育プログラム」を活用する。
- 自分の感情を上手にコントロールできるようなストレスマネジメントなどの指導を行う。
- 自分の怒りの気持ちを静めるようなアンガーマネジメントなどの指導を行う。
- 自分の考えを伝え、相手の考えを受け止めるようなコミュニケーション能力を高める対話の指導を重視する。

(4) いじめの早期発見

教師の人権感覚を一層磨き、「いじめのサイン」を確実に受け止めることで
きる指導体制を確立する。

- いじめを早期に発見するために、年間4回のアンケート調査を実施する。
- 「挨拶プラス一言運動」および「いつでも誰にでも相談週間」の取組を継続実施し、生徒が悩みを相談しやすい環境づくりを行う。
- 複数の教師が休み時間などに校内を巡回し、気になる生徒の情報を捉える。入手した情報については全教職員で共有することで、組織的な対応につなげる。
- いじめについて、生徒および保護者が相談しやすい学校づくりを行う。

<学級経営の充実、生徒の居場所づくり、絆づくり>

- ・ 生徒一人一人を大切にする学級づくりを行うため、個に応じた指導を充実させる。
- ・ 学級生活・学校生活の中で、全ての生徒の居場所をつくり、望ましい人間関係の中で、役割を果たすことができるようとする。

<生徒理解>

- ・ 本校の特色ある取組である「挨拶プラス一言運動」および「いつでも誰にでも相談週間」などを通して教師と生徒の信頼関係を築き、教師がコーチングの手法を生かして生徒の話を傾聴する。

<学校の相談体制の周知>

- ・ 学校の相談体制を、生徒が正しく理解できるよう、日頃から十分に説明しておく。
- ・ 教師が、被害を受けている生徒から相談を受けた場合には、被害生徒の意向を踏まえ、秘密を守って対応することを、日頃から生徒に伝えておく。

<保護者との関係づくり>

- ・ 学校は、日頃から、生徒のことで何かあったら、複数の教職員で対応することなどを保護者に伝えておく。
- ・ 教師は、学校の論理で保護者を説得するのではなく、親としての思いを傾聴し、共感的に相談に応じる。

<スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカーとの連携(SSW)>

- ・ 教師に話しづらいことや相談しづらいことをSC、SSWが聞いてくれるということを、繰り返し生徒に周知する。

- 生徒の「心のサイン」をつかみ、指導に生かす教師の指導力を高める。
 - ・ 生徒が、いつ、どのようにして、何をサインとして発するのか、それらのサインをどのように指導に生かせばよいのかについて理解を深める校内研修を実施する。
 - ・ 校内研修において、全ての教師がチェックリストを活用して、自己の取組について振り返りを行い、改善を図ることができるようとする。

【いじめ発見のためのチェックシート】

【表情・態度】

- 笑顔がなく沈んでいる。
- 視線をそらし、目を合わそうとしない。
- 表情がさえず、ふさぎ込んでいる。
- 感情の起伏が激しい。
- ぼんやりとしていることが多い
- わざとらしくはしゃいでいる。
- 周りを気にし、おどおどしている。
- いつも一人でいることが多い

【身体・服装】

- 体に原因不明な傷がある。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 寝不足で顔がむくんでいる。
- ボタンが取れたり、シャツやズボンが破れたり裂けたりしている。
- けがの原因をあいまいにする。
- 登校時に、体の不調を訴える
- 服に靴の跡がある。

【持ち物・金銭】

- かばんや筆箱などが隠される。
- ノートや教科書などに落書きがある。
- 机や椅子が傷付けられたり、いたずらされたりする。
- 靴や上履きが傷付けられたり、いたずらされたりする。
- 必要以上に金銭を持っている
- 作品や掲示物にいたずらされる。

【教員との関係】

- 教員と目を合わせなくなる。
- 教員との関わりや会話を避けようになる。

【言葉・行動】

- 他の生徒からの言葉かけが全くない。
- いつも一人でいたり、泣いていたりする。
- 登校渋りや、忘れ物が多くなってきた。
- 職員室や保健室付近にいることが多い。
- 家から金品を持ち出す。
- すぐに保健室に行きたがる。
- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。

【遊び・友人関係】

- いつも遊びの中に入れない。
- 友人から不快に思う呼び方をされている。
- 特定のグループと常に行動を共にする。
- 付き合う友人が急に変わり、友達のことを聞くと嫌がる。
- グループでの作業などに入れてもらえない。
- 暴力的な遊びにいつも参加させられる。
- 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- よくケンカが起こる。

(5) いじめ問題への対応

いじめ問題への対応は、発生から時間が経つほど解決が困難になる。「いじめかどうか」ではなく、「いじめではないか」と思ったら、即刻対応を始める。

また、いじめの形態が複雑化し、見えにくくなっていることを踏まえ、教師が一人で抱え込むことなく、組織的に対応していく。

- いじめを受けた生徒の安全確保を最優先し、その後、加害生徒への事情や心情等の聞き取りを行う。
- 重大事態発生となった場合には、速やかに青梅市教育委員会に報告する。
- いじめの疑いがある場合、些細な兆候でも、いじめを疑う行為には早急に対応し的確な指導を行うとともに、必要に応じスクールソーシャルワーカーの活用も行う。
- いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるように、保護者と連携を取りながら最大限の措置を講ずる。
- いじめを行った生徒に対し、速やかにその行為をやめさせ、事実確認とその行為の重大さを認識させるための継続的な指導を行う。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめに係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときには、教育委員会および所轄警察署等と連携して対応する。
- いじめを見ていたり、同調したりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。このために、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認させるとともに、いじめを受けた生徒の心情を深く考えさせ、心の痛みや悩みへの共感を育てることにつなげる。また、傍観していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒には、苦痛を増すだけでなく、孤独感や孤立感を強めることとなることを理解させる指導を行う。
- ネット上の不適切な書き込みや発信に対して、学校として問題の個所を速やかに確認し、被害生徒の人権を守るための適切な措置を講ずる。
- 情報モラル教育を進め、生徒に情報の受け手および発信者としての必要な知識や能力の育成を図る。

ア 暴力を伴う場合の対応

<被害生徒へ>

- つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」「絶対に守り通すこと」を約束し、生徒が安心して登校できるよう、心に寄り添った指導・対応に徹する。
- 身体的・精神的ダメージについて的確に把握し、迅速な回復を支援する。
- 休み時間や登下校の際等も教師による見守りを行い、被害が継続しない態勢を整える。
- 被害生徒に本人に非がないことを伝え、自信と安心感をもたせる。

<加害生徒へ>

- いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を迅速かつ正確に把握し、具体的な根拠を示しながらいじめをやめさせる。

- いじめが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかを気付かせ、いじめをやめさせる。
- 他の生徒に危害が及ぶ恐れがある場合は、別室等で個別にいじめをやめさせる指導を行う。
- いじめの事実を正確に把握し、組織的に対応する。

<被害生徒の保護者へ>

- 我が子を守り抜く姿勢を生徒に見せ、ひたすら生徒の話に耳を傾け、事実や心情を聞くよう伝える。
- いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
- 情報の提供等、先々の見通しをもたせ、不安を取り除く。

<加害生徒の保護者へ>

- 学校はいじめられた生徒を守ることを第一に考えて対応することを、明確に伝える。
- 加害生徒を責めず、事実を具体的に聞き取るよう助言する。
- 事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くよう促す。

イ 暴力を伴わない場合の対応

<被害生徒へ>

- つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」「絶対に守り通すこと」を約束し、生徒が安心して登校できるよう、心に寄り添った指導に徹する。
- 精神的ダメージについて的確に把握し、回復を支援する。
- 休み時間や登下校の際も、教師による巡回等、被害が継続しない態勢を整える。
- 被害生徒の被害の内容やつらい思いなどを親身になって聞くことにより、安心感をもたらせる。また、スクール・カウンセラー等との心のケアを行う。

<加害生徒へ>

- いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を迅速かつ正確に把握し、具体的な根拠を示しながらいじめをやめさせる。
- いじめが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかを、被害生徒の気持ちに着目させて気付かせ、いじめをやめさせる。
- いじめの事実を組織的な対応の下、迅速かつ正確に把握し、事実を整理する。

<被害生徒の保護者へ>

- 我が子を守り抜くという姿勢を生徒に見せるよう伝える。
- 我が子の話に耳を傾け、先入観をもたずに具体的な事実や心情を聞くよう助言する。
- いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。

<加害生徒の保護者へ>

- 学校は被害生徒を守ることを第一に考え、対応することを明確に伝える。
- 加害生徒を責めず、事実を具体的に聞き取るよう助言する。
- 事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くよう促す。

ウ 行為が見えにくいいじめの場合

＜被害生徒へ＞

- いじめについて自ら訴えてきたことを温かく受け止める。
- 生徒の辛く苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」「絶対に守り通すこと」を約束し、生徒が安心して登校できるよう心に寄り添った指導に徹する。
- 精神的・身体的ダメージについて的確に把握し、回復を支援する。
- 休み時間や登下校の際等、教師が見守りを行い、被害が継続しない態勢を整える。
- 被害生徒の被害の内容やつらい思いなどを親身になって聞き、安心感をもたせる。
- 被害生徒は何も悪くないことを伝え、自信をもたせる。
- いじめが原因で登校できない場合、保健室等別室での学習機会の確保に努め、二次的な不利益が生じないよう対策をとる。
- 別室登校等も難しい状況の場合、生徒への家庭訪問を行い、学習プリントや便り等を持参するなどして、学校と生徒の関係が切れていない感覚をもたせる。

＜加害生徒へ＞

- いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を迅速かつ正確に把握し、具体的な根拠を示しながらいじめをやめさせる。
- いじめが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかを、被害生徒の気持ちに着目させて気付かせ、いじめをやめさせる。
- 組織的な対応の下で、いじめの事実を迅速かつ正確に把握し、事実を整理する。
- いじめを行ったことを示す決定的な証拠がない場合、いじめへの関与について認めないことが想定される。その場合、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢で組織的に指導に臨み、加害生徒の話と周囲の生徒との矛盾や、話の一貫性等をもとに事実を認めさせるまた、被害生徒の気持ちに気付かせる。

＜周囲の生徒へ＞

- 傍観することはいじめに加担することと同じであることを考えさせ、被害生徒の苦しみを具体的に理解できるよう指導する。
- いじめは「絶対に許されない」という毅然とした態度を示し、いじめを発見したら、教職員や友達に知らせて、すぐにやめさせることを徹底する。
- 友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。
- 一人一人をかけがえのない存在として尊重し、温かな人間関係を築くとともに、安心して生活できるようにする。

＜被害生徒の保護者へ＞

- 我が子を守り抜くという姿勢を生徒に見せるよう伝える。
- 我が子の話に耳を傾け、先入観をもたずに具体的な事実や心情を聞くよう助言する。
- いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
- 解決に向けた具体的な取組について、「いつまで」「何を」「どのように」「どの程度」行うかを学校から示し、保護者の同意の下で計画的にいじめの問題解決に向けた取組に当たる。

- 被害生徒の保護者からの学校への要求については、誠意をもって対応するが学校としてできることとできないことは明確に伝え、過度の期待をもたせないようにする。

<加害生徒の保護者へ>

- 学校は被害生徒を守ることを第一に考え、対応することを明確に伝える。
- いじめの解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
- いじめた生徒を責めず、事実を具体的に聞き取るよう助言する。
- 事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くよう促す。
- 加害生徒の保護者から、生徒を加害者扱いすることについての苦情が学校に対して寄せられることが想定されるが、生徒から「いじめられた」という訴えがあった場合、学校は被害生徒の立場で対応することを明確かつ毅然と伝える。

3 「ネット上のいじめ」への対応

(1) 「ネット上のいじめ」の特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷の書き込みが行われ、短期間で被害が極めて深刻なものとなる。
- インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単に被害者にもなり得る。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(2) 「ネット上のいじめ」の類型

ア 掲示板・ブログ等での「ネット上のいじめ」

- 掲示板・ブログ等への誹謗・中傷の書き込み
- 掲示板・ブログ等へ個人情報を無断で掲載
- 特定の生徒になりすましてインターネット上で活動を行う。

イ メールでの「ネット上のいじめ」

- メールで特定の生徒に対して誹謗・中傷を行う。
- 「複数の人物に対して送信するよう促すメール（チェーンメール）」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- 第三者になりすまして送られる「なりすましメール」で「死ね、キモイ」などの誹謗・中傷を行う。

(3) 「ネット上のいじめ」への対応

－掲示板等への誹謗・中傷等－

○ 「ネット上のいじめ」の発見

学校が「ネット上のいじめ」の事案を把握するのは、生徒や保護者からの相談である事例が多く見られる。また、生徒の様子の変化から、事案を把握することになった事例もある。他のいじめと同様に、生徒が出す兆候を見逃さずに対応していく。

○ 書き込み内容の確認

書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。

掲示板等の中には、パソコンから見ることができないものも多くある。その場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

○ 掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探す（ページの下の方にあることが多い）。該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示される。そのページに、件名、内容等の事項を書き込んで、「送信ボタン」を押して送信すると、管理者にメールが届くようになっている。

なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等に書かれている削除依頼方法を確認する必要がある。

削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行う。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者の中には、悪意のある人もおり、個人情報を悪用される場合もある。

○ 掲示板等のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

○ 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されていない場合もある。

それでも削除されない場合は、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

(4) 未然防止のための主な指導事項

ア 掲示板等での被害を防ぐために

○掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。

○掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。

○掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあったこと。

イ チェーンメールの被害を防ぐために

○携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したか若しくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは、通常の方法では不可能であること。

○チェーンメールの内容は、架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。

○チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身も「ネット上のいじめ」の加害者となること。

○チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようすること。

○チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。

○チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなど大変危険なサイトにつながる場合があること。

(5) 「ネット上のいじめ」が発見された際の生徒への対応

ア 被害生徒への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、スクール・カウンセラー等による教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、被害生徒を守り通す。毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害生徒の立場に寄り添った支援を行う。

また、学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組む。

イ 加害生徒への対応

加害生徒が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応を行う。

また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害生徒に対するケアも行う必要がある場合がある。特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受けける精神的な影響が大きいという事例も報告されている。そのため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導が求められる。

ウ 全校生徒への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、前述の（4）を参考に、

全校児童生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちが「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないよう指導を充実させる。

(6) 「ネット上のいじめ」が発見された際の保護者への対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進める。

加害生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行う。

加えて、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得る。

(7) 保護者への啓発

「ネット上のいじめ」については、学校だけの取組だけでなく、学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていかなくてはならない。そのためには、携帯電話の利用に関する危険性と子どもたちの携帯電話の利用の実態について保護者が理解し、「ネット上のいじめ」の実態等について子どもと話し合い、携帯電話の利用に関して家庭におけるルールづくりを行っていく必要がある。また、保護者が携帯電話へのフィルタリングの設定が、「ネット上のいじめ」を予防する点で有効な場合もあることを理解し、子どもの携帯電話へのフィルタリングの設定を行うことも重要なとなる。

入学式の際の保護者への説明会や保護者会などの機会を捉えて、「ネット上のいじめ」の実態や、家庭での取組の重要性について呼びかけていく。学校での携帯電話の取扱いに関する方針についても、あらかじめ保護者に説明し、理解を得ることで、その後の指導をスムーズに行えるようにする。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態発生の判断

【いじめ防止対策推進法】 第28条第1項

学校の設置者は又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下、「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月文部科学大臣決定）】

一 に該当する事案について

- 例えは、○児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発祥した場合 など

二 に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

一・二 に共通すること

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

【いじめ防止対策協議会資料 文部科学省 平成29年2月7日】

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - リストカットなどの自傷行為を行った。
 - 暴行を受け、骨折した。
 - 投げ飛ばされ脳震盪となった。

- 殴られて歯が折れた。
 - カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。
 - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
 - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- 複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。
 - スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学した。

重大事態に係る対処は、学校の設置者である青梅市教育委員会との密接な連携・強力の下に行う必要がある。このことから、校長が重大事態の発生か否かの判断に迷うときなどは、教育委員会と協議の上、迅速活適切に判断する。

(2) 重大事態発生の報告

- 重大事態の発生が確認された場合、学校は、いじめ防止対策推進法第30条第1項の規定に基づき、電話等で、直ちに青梅市教育委員会に、重大事態を報告する。
その上で、数日以内に改めて、文書にて、青梅市教育委員会教育長宛てに、重大事態発生の経緯を報告する（この時点では、いじめの有無等について確認できていなくてもよい。）報告書の作成に当たっては、いわゆる5W1Hを明確にして事実のみを簡潔に記載し、推測や主観を記載しない。（被害の子供の保護者等に開示することが想定される文書であることを念頭に置く。）
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係の他の必要な情報も適切に提供する。
- いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と協議の上、在籍生徒や教職員に対する質問紙による調査や聞き取り調査を行う。
- 情報発信や報道対応については、プライバシーの配慮の上、正確で一貫した情報提供に努める。

5 関係機関との連携

(1) 青梅市教育委員会

いじめ問題の状況報告、重大事態発生に係る協議はもとより、マスコミ、保護者への対応、関係機関との調整など、学校だけで体制づくりが難しい場合等に連携する。

- 特に、○ケース会議の開催
- 関係機関との連絡・調整、相談員・支援員の配置

(2) 青梅警察

暴行や脅迫等を伴ういじめや、ネットや掲示板での誹謗・中傷行為は犯罪である。

- 特に、○生徒の生命や心身の安全が脅かされる事案
- 犯罪等の違法行為がある事案

(3) 子供家庭支援センターや福祉の関係機関

児童相談所や福祉課、民生委員や児童委員等と連携しながら、家庭を含めた児童生徒の健全育成を図る。

- 特に、○家庭の養育に関する指導・助言
- 生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関

いじめの被害者は、いじめが解消された後も不安な気持ちが残り、引きこもりや不登校になる心配もあるため、精神の安定と改善を図る。

- 特に、○精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導・助言

6 いじめ防止のための年間計画

委員会：学校いじめ対策委員会、研修：いじめ防止校内研修、調査：いじめアンケート調査

No.	時期	委員会	研修	調査	内 容	備考
1	4月	1			青梅市いじめの防止に関する条例 青梅市いじめ防止基本方針 学校いじめ防止基本方針等について周知 毎週のいじめ問題の早期発見、早期対応に向けた協議	青梅市いじめ防止マニュアル
2		1			「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知	上P. 3 1
3	5月	2			毎週のいじめ問題の早期発見、早期対応に向けた協議	
4		2			※「心のパスポート」の活用	全生徒配布
5	6月		1		6/1～6/9日実施、対象期間4/1～5/31	
6		3			いじめアンケート調査結果について 毎週のいじめ問題の早期発見、早期対応に向けた協議	
7		3			「いじめ」の定義の確実な理解	下P. 7 2
8	7月	4			毎週のいじめ問題の早期発見、早期対応に向けた協議	
9		4			「いじめ」の定義に基づくいじめの認知(運営委員会だよりにて) ※SOSの出し方に関する教育 D V Dの活用 ※3ない運動に基づくいじめゼロ宣言	下P. 8 2
10	8月	5			毎週のいじめ問題の早期発見、早期対応に向けた協議	
11		⑤			いじめ問題への対応～3つのアプローチ～(運営委員会だよりにて)	
12	9月		2		9/1～9/8、対象期間6/1～8/31	
13		6			いじめアンケート調査結果について 毎週のいじめ問題の早期発見、早期対応に向けた協議	
14		6			SNSの書き込みからいじめが発見された事例	下P. 9 3
15	10月	7			毎週のいじめ問題の早期発見、早期対応に向けた協議	
16		7			加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例 いじめる側といじめられる側が逆転した事例	上P. 5 3 下P. 9 1
17	11月		3		11/1～11/10、対象期間9/1～10/31	
18		8			いじめアンケート調査結果について 毎週のいじめ問題の早期発見、早期対応に向けた協議	
19		8			子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知 いじめの早期発見のための情報共有	上P. 3 6 下P. 8 4
20	12月	9			毎週のいじめ問題の早期発見、早期対応に向けた協議	
21		9			保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報 いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携	上P. 4 5 下P. 8 0
22	1月	10			毎週のいじめ問題の早期発見、早期対応に向けた協議	
23		10			いじめを許さない指導の充実 いじめを生まない環境づくり	上P. 2 2 下P. 7 8
24	2月		4		2/1～2/9、対象期間11/1～1/31	
25		11			いじめアンケート調査結果について 毎週のいじめ問題の早期発見、早期対応に向けた協議	
26		11			全ての教職員による子供の状況把握 異学年とのかかわりがいじめに発展した事例	上P. 3 8 下P. 8 7
27	3月	12			毎週のいじめ問題の早期発見、早期対応に向けた協議	
28		12			重大事態の判断	上P. 6 3

※ [] の月は、いじめ防止強化月間を示す。

※ 備考欄のページは、「『いじめ総合対策』【第2次】上巻[学校の取組編]および下巻[実践プログラム編] 平成29年2月 東京都教育委員会」のページを示す。